

改正定款および運営規程（案）について

2010年度理事長 坪井 俊
2011年度理事長 宮岡洋一

社団法人日本数学会の一般社団法人への移行に伴う定款および細則の変更については、先に数学通信第15巻3号（2010年11月）74-77ページ、および4号（2011年2月）92-95ページでご説明し、新旧対照表を掲載しました。その後2011年3月20日に東京大学数理科学研究科で開催された総会において、改訂定款および運営規程案は、定款44条、49条、および付則に新たな修正を加えた上で、承認されましたので、その最終案を改めて128-146ページに掲載いたします。

なお総会で承認された修正のうち付則は理事長の氏名を変更しただけですが、44条、49条については、変更前の原文は以下の通りとなっていました。

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

この2つの条文を修正した理由は、何らかの理由で理事長が理事会を招集しない、あるいはできない事態が起きたとしても、理事会を開催できるようにするためです。